

令和3年稲敷市農業委員会第11回総会

[11月10日]

- 
- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程 4 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について  
日程 5 議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定, 移転の許可について  
日程 6 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について  
日程 7 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)  
日程 8 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (中間管理事業)  
日程 9 議案第6号 稲敷市農用地利用配分計画 (案) に対する意見決定について (中間管理事業)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 議案第1号  
日程 5 議案第2号  
日程 6 議案第3号  
日程 7 議案第4号  
日程 8 議案第5号  
日程 9 議案第6号
- 

出席委員

1番	墳本典勇君	11番	山下恭一君
2番	山口幸一君	12番	野口克行君
3番	横田悌次君	13番	山口和彦君
4番	遠藤一行君	14番	篠崎惣壽君
5番	村山文雄君	16番	高須一郎君
6番	木内昌秀君	17番	篠崎文夫君
7番	吉田武君	18番	川島昇君
8番	内田和新君	19番	根本脩君
10番	黒田和夫君		

欠席委員

9番	宮本信夫君	15番	関口邦子君
----	-------	-----	-------

出席説明員

農業委員会事務局長	根本 大 君
農業委員会事務局長補佐	谷 部 義 也 君
農業委員会事務局係長	田 中 孝 男 君
農業委員会事務局主幹	平 沢 心 平 君

---

午後2時開会

○農業委員会事務局長（根本 大君） 令和3年11月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は17名です。欠席委員は、9番宮本委員、15番関口委員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。  
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は1番墳本典勇委員、2番山口幸一委員の両名を指名をいたします。

---

日程2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。

議案書1ページから3ページまでの4件でございます。

この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。

権利の取得者は、いずれも自作や作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものでありますが、3ページの受理番号3番につきましては、この後の議案で3条の許可申請が出ております。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局より説明をさせていただきました。これは報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いいたします。

---

### 日程3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

受理番号1番、2番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。5ページの受理番号3番、4番は、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものでありますが、この後の議案で再配分の計画が出されております。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

この件につきましても報告事項でございますので、御承認をよろしくをお願いいたします。

---

### 日程4 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

平沢主幹。

○農業委員会事務局主幹（平沢心平君） 6ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」

売買による所有権移転4件でございます。

受理番号1番 下根本字松原台 畑1筆, 399㎡

受理番号2番 上根本字原 畑1筆, 263㎡

受理番号3番 柴崎字後窪 田1筆, 198㎡

受理番号4番 稲波字北区 外2地区 田6筆, 畑1筆, 12,637㎡

についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、買い受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

これより調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○2番（山口幸一君） 2番山口です。受理番号1番について報告いたします。

11月6日に沼崎推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、耕運機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、トラック2台を所有しております。農業従事日数は160日、経営面積は227アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号2番について、篠崎文夫委員より報告をお願いいたします。

○17番（篠崎文夫君） 17番篠崎です。受理番号2番について報告いたします。

11月6日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻、野菜を栽培している認定農業者であります。受人は、農業生産法人要件を満たしております。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機4台を所有しております。経営面積は2,028アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○4番（遠藤一行君） 4番遠藤です。受理番号3番について報告いたします。

11月2日に海老原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、耕運機1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は150日、経営面積は210アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号4番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。受理番号4番について報告いたします。

11月4日に鹿熊推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台、軽トラック2台を所有しております。農作業従事日数は160日、経営面積は980アールです。美浦村発行の耕作証明書により確認しております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

---

日程5 議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 7ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。

受理番号1番 蒲ヶ山字明神後 畑2筆、657㎡で転用目的は太陽光発電、330ワットパネル240枚設置

受理番号2番 蒲ヶ山字天神 畑2筆、927㎡で転用目的は太陽光発電、330ワットパネル288枚設置

受理番号3番 蒲ヶ山字中部 畑1筆、1,523㎡で転用目的は太陽光発電、320ワットパネル288枚設置

なお、受理番号1番から3番については、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンス等で囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

受理番号4番5番については、同一事業の申請ではありますが、農地基本台帳システムの関係で受理番号一つに対して10名までの申請対応となっているため、受理番号が4番5番に分かれております。

説明につきましては、一括で説明させていただきます。

申請地は、沼田字上沼田 外4地区、田22筆、33,238㎡、市街化調整区域、土地改良区域内で農用地区域内の農地となります。

申請人は、つくば市に工事事務所を有し、高速道路の建設等の事業を営む法人で、この度、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）4車線化事業に伴い、一時的な工事用道路及び土や資材の仮置き場などの工事用地が必要となり、申請地が最適な為、申請に及んだものでございます。

一時転用期間は、令和6年11月30日までの3年間、農地への復元につきましても計画され、農地復元工程表が提出されております。また、土地改良区からの意見書を得るなど、他法令との協議も了しております。

なお、申請地は農用地区域内の農地であります。仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行われるものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要な場合であつて、かつ、農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に該当します。

これで、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして、調査委員の調査報告をお願いをいたします。

受理番号1番から5番について、村山委員より報告をお願いをいたします。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。受理番号1番から5番について、去る5日、木野内推進委員、根本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、受理番号1番から3番については、太陽光発電施設用地、受理番号4番5番については、一時的に圏央道4車線化事業の工事用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

はい、川島委員。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。

受理番号4番5番について、申請転用期間で完成する予定ですか。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 令和6年11月30日までの申請となっております。農用地区域内の一時的な転用につきましては、最長3年となっておりますので、3年間の申請となっております。完了しない場合は、延長ということで計画変更申請の予定です。

○議長（根本 脩君） よろしいですか。

○18番（川島 昇君） はい。

○議長（根本 脩君） その他ございませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決をいたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

日程6 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 11ページをお願いします。

議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付」について

登記地目変更のための非農地証明書の交付2件でございます。

受理番号1番 江戸崎字新山 畑1筆，1，150㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

受理番号2番 佐原下手字下手 田1筆，869㎡についてですが、22年前より資材置場用地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。受理番号1番について、去る5日、村山委員と推進委員の清原委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしく御審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号2番について、木内委員より報告をお願いいたします。

○6番（木内昌秀君） 6番木内です。受理番号2番について、関口委員と推進委員の坂本和夫委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前から資材置場用地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしく御審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定をいたしました。

---

日程 7 議案第 4 号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 4 号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

谷部局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 12 ページをお開き願います。

議案第 4 号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」でございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権の設定でございます。

新規設定が、13 件、48 筆、129,506㎡、再設定が、6 件、15 筆、29,401㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございますが、受理番号 2 番につきましては、使用貸借権の設定です。また、一部、登記地目が畑の土地がありますが、現況は田です。

新規設定、再設定いずれも、「農用地のすべての効率利用」、「農作業常時従事」等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第 4 号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

---

日程 8 議案第 5 号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 5 号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

谷部事務局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 17 ページをお願いします。

議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、農地中間管理事業を実施する、茨城県農林振興公社が、中間管理権を取得するものでございます。1件、12筆、22,666㎡についての利用権設定でございます。

詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了をいたします。

これより議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

---

#### 日程9 議案第6号 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

谷部局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 18ページをお願いします。

議案第6号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規定により、農業委員会が回答する意見について、御審議をお願いするものでございます。

今回は、新規配分が1件、12筆、22,666㎡、再配分が6件、18筆、45,890㎡の配分計画でございます。

詳細につきましては、議案書のとおりでございますが、再配分の整理番号3番から6番につきましては、利用目的はネギの栽培ですが、他の圃場で収穫された玄米での支払いとなっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第6号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

---

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りをいたします。

本定例会中の議案等に関わる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして令和3年11月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時28分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

1 番 委 員 墳 本 典 勇

2 番 委 員 山 口 幸 一